マイナンバー条例の概要とその政策的特質

― 東京都と神奈川県の比較を通して ―

桶本 秀和 平松 優太⁽¹⁾ 城西大学現代政策学部 東京都職員

要旨

本稿の目的は、全国の自治体で整備されているマイナンバー条例について、いかなる政策的特質があるかを明らかにすることである。本稿では、マイナンバー条例について、国が制定した番号法とどのような関係にあるのか整理し、条例内容を検討し、どのような過程を経て条例が制定されたかを検討した。その結果、マイナンバー条例は、①新条例の制定もしくは既存条例の改正について、自治体の自律的な政策選択であったこと、②政策選択に当たって、他の自治体の事例参照や専門家の招聘、部局横断的な検討を行ったこと、③条例の制定過程や既存条例の改正過程からは、党派性が少ないこと、④番号法の制定を受けた新条例の制定や改正について、首長の関心は必ずしも高いものではなかった、という4点が明らかとなった。

キーワード:マイナンバー条例、番号法、個人情報、政策過程、政策法務

1. はじめに

2015 年 10 月から日本国内に居住する全住民に 12 桁の個人番号(以下、マイナンバーと略記)が順次通知され、2016 年 1 月から社会保障・税に関する行政手続における申請書への記入等がはじまった。この制度は、複数の行政機関に跨がる個人情報を連携させ、住民が準備する添付書類の削減や行政事務の負担軽減等を目指している。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(2013 年制定。以下「番号法」と略記)」は、みだりにマイナンバーを取り扱うことを禁止する一方、行政職員が一定の場合に限ってマイナンバーを使うこと等を許している。どの行政機関の職員が、どの事務でマイナンバーを利用してよいかは、「法別表」としてリスト化されている。

これまで、自治体の住民は、行政サービスの提供を受けるため、申請書に必要書類を添付し、 自治体の窓口に提出していた。こうした作業は、番号法の制定による変化が予定されている。自 治体は、行政事務を進める上で必要があれば、①法別表の範囲内において、自治体内の他課の情 報だけでなく、税務署や年金事務所といった自治体以外の行政機関が保有する個人情報を引き出 せるようになった。また、自治体は、番号法の法別表に掲げられた事務以外でも、②条例を定め れば、マイナンバーを利用することができる(番号法第9条2項)。 榎並ら(2013:207)が指摘するように、マイナンバー関連3法案が審議中であった2012年時点では、番号法のこれらの規定は「個人番号を利用することができる」という理解が、関係者で共有されていた。現在でも、内閣官房は法律上、マイナンバーを利用するか否かは自治体の判断であると説明している(内閣府大臣官房番号制度担当室、2017)。

しかし、実際には、まるで法定受託事務であるかのようにして、全ての自治体は、①法別表に記載されている事務のマイナンバー対応⁽²⁾を完了させ、②番号法第9条2項に基づく条例(以下、「マイナンバー条例」と略記)を整備している(水町、2017:19)。番号法が検討されていた2012年頃の内閣官房の資料は、市町村が自地域の各住民に個人番号を通知する諸手続き⁽³⁾については、法定受託事務であると明言している(内閣官房社会保障改革担当室、2012)。

番号法におけるマイナンバー条例は、自治体が独自に利用したい事務の処理について制定できるものと定めている。しかし、条例の制定・改廃は、自治体にとって自主立法権の行使であり、住民への十分な説明や住民の代表者である議会の議決を必要とする。首長提案の場合は、国における内閣提出法案と同様に、自治体法務部門による厳しい法令審査等が必要である。

また、制定しようとする条例案の適法性の審査は、自治体の実務に照らすと困難になってきている。地方分権改革以降、自治体は条例の適法性について、自律的に法的根拠や関係法令との整合性を確認する必要がある(神川、2006:105-106)。特に、国が進める施策の場合は、国の役割と自治体の役割が重複しないことが重要である。自治体は、国の担任事項以外の部分であって、住民の福祉増進に関する事務を行うことが求められており、立法事実に加え、法律事項を抽出し、条例案を組み立てていく必要がある(山本、2007:4-18)。

さらに、地方公共団体の自主立法権の範囲は、1990年代後半に進められた地方分権改革において、「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねる」ことが明確となった(大屋、2014:6-7)。そのため、自治体の条例制定担当者は、条例制定の際に、「国・自治体役割分担関係」である「法律・条例役割分担関係」について、法律事項との重複がないか等を精査し、適切に整理する必要がある(北村、2016:99-101)。

以上のように、自治体の自律的な政策選択が可能になる中で、番号法の制定を受けた自治体は、自治事務として、マイナンバーを利用した独自の行政事務を行うことが可能となった。自治体は、マイナンバーの通知関連以外の利用について、法的に実施しなければならない行政事務はなかった。ただし、実際には、マイナンバーに関する行政事務について、各自治体は条例の制定や改正等、何かしらの対策を行った。拡大した自主立法権に伴う条例案の適法性審査について、従来に比べ自治体の条例制定はハードルが高く、本来的に必要なければ、自治体のリソースを割いて条例制定に向かわないことも考えられる。しかし、現実的には、各自治体は、マイナンバーに関して、新条例の制定や関係条例の改正を行っているのである。

本稿は、マイナンバー条例の概要とその政策的特質を検討することが目的である。具体的に は、全国的なマイナンバー条例の対応を概観した後、東京都と神奈川県のマイナンバー条例の内 容および制定過程を比較・検討することで、条例の政策的特質を明らかにする。国が立案した政策を自治体が実施する場合、当該法の所管大臣が条例の雛形を示し、自治体はその雛形を参考に条例を制定することが多かった。しかし、マイナンバー条例の全国整備にあたっては、番号法を所管する内閣府・総務省が「助言」(自治法 245 条の 4 第 1 項等)として条文のイメージを示したに留まる(4)。

以下では、はじめに、マイナンバーに関する国の制定過程を検討し、それに対する自治体の対応を検討する。そして、なぜ地方自治体において条例整備が必要となったのかを示し、自治体におけるマイナンバーへの対応を見ていく。そして、これまでも先進的に各種の条例の整備を進めてきた東京都と神奈川県におけるマイナンバー条例の制定過程を検討し、その特徴を明らかにする。最後に、本稿の結論と含意を示す。

2. マイナンバー条例の概要

マイナンバー条例に関する先行研究は、主に自治体がマイナンバーの運用にどのように対処しているのかに主限が置かれている。たとえば、埼玉県新座市は、マイナンバーに関する対応と既存条例との関係を整理して、マイナンバーを活用した業務と、導入を見送った業務がある(川島、2016)。また、東京都大田区や神奈川県藤沢市も、条例改正については、対応事項として認識しているものの、どうあるべきかという理想像の議論には至っていない(遠藤、2015;大高、2015)。埼玉県は、番号法や関連法令の施行にあわせ、条例改正等が必要となるものの、まだ改正すべき内容について確定していない部分が多く、今後の検討課題となっているという認識を示していた(地方公共団体情報システム機構、2015)。

こうした一定の研究があるものの、マイナンバー条例の制定過程や政策の特徴に着目した研究は少ない。マイナンバー条例については、2014年から2015年にわたって『月刊 J-LIS』誌上において、番号法制定を受けた自治体の制度導入に向けた取り組みが紹介されている。以下では、先行研究では紹介されていない番号法とマイナンバー条例の関係や、条例の具体的内容について検討していく。

2.1 国における番号法の成立過程

番号法に関する政策立案は、2009 年 12 月に政府税制調査会が「平成 22 年度税制改正大綱~納税者主権の確立へ向けて~」で言及したことに端を発した。これに基づき、当時の民主党の鳩山内閣は、2010 年 2 月に「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」を設置し、マイナンバーのあるべき姿に関して、全 6 回の会合を開催した。ここでの議論を踏まえて同年 6 月に、当該検討会は「中間とりまとめ」を公表し、実務的な検討を行うため、同年 11 月、政府・与党社会保障改革検討本部の下部組織として、「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」を設置した。同年 12 月、当該実務検討会は「中間整理」を公表し、管内閣は同月 14 日に「社会

保障改革の推進について」を閣議決定した。

翌 2011 年 6 月 30 日に菅内閣は、「社会保障・税番号大綱」を決定した。当時、国会では、いわゆる「消えた年金」と「歳入庁」創設構想がマイナンバーと結びつけられて議論されていた⁽⁵⁾。 2012 年 2 月 14 日、野田内閣は番号法案を第 180 回通常国会に提出した。同年 11 月 16 日に衆議院の解散とともに、法案は廃案となり、同年 12 月 26 日発足した第 2 次安倍晋三内閣(自民党)に引き継がれた。その後、2013 年 3 月 1 日に、第 2 次安倍内閣は番号法案を閣議決定し、第 183回通常国会に再提出した。安倍首相は参議院本会議で、消費税引上げ分を子育て・年金に充当する関係法案の成立に触れながら、より公平な社会保障・税制度の基盤となる番号法案の趣旨説明及び国会への提出を報告した⁽⁶⁾。同年 5 月 24 日に、提出法案は可決・成立され、同月 31 日、番号法が公布された。

このように、番号法の成立過程は、政府税調が言及した 2009 年 12 月から法案が可決される 2013 年 5 月までの間、相次ぐ首相交代や衆議院解散、政権交代を経た。マイナンバー制度を企画した民主党は、法案成立時には下野していたため、衆参いずれにおいても法案通過時に附帯決議を求めた。特に、同年 5 月 23 日の参議院の附帯決議では、マイナンバー制度の全国整備においては、自治体がシステム改修等を行うならば、国が財政措置等を行う趣旨が盛り込まれた。なお、法案の具体的内容は一貫して、内閣官房社会保障改革担当室が作成していた。

以上の番号法制定過程で特徴的なのは、自民党や民主党といった当時の与党が、共に番号法の制定に向かっていた点である。両党は、年金問題や消費税引上げといった課題を解決するために、番号法の制定の必要性を主張していた。課題認識や具体的な政策手法には多少の差はあるが、番号法の制定それ自体への反対は少なく、むしろ、各政党は、当時課題となっていた諸問題への対応として、関心を持っていた。

2.2 マイナンバーによる情報連携の仕組みと全国的なシステム整備の要請

ここでは、番号法の制定を受けた自治体は、どのような対応を採る必要があるのかについて、 具体的に検討していく。

番号法が想定している事例として、①厚生労働省(情報照会者)の職員は、A氏の健康保険事務(照会事務)を行う際、②A氏が住む市の市役所(情報提供者)に対し、A氏の納税情報(提供情報)の提供を求めることができる。この場合、実務では、A氏の納税情報を保有する市役所は、A氏のマイナンバーとA氏の納税履歴等のデータをセットで管理しているならば、厚生労働省に当該情報を提供しなければならない。番号法では、マイナンバーによって管理されている個人情報を、特定個人情報と呼ぶ。

こうすることで、A氏は、本来であれば、厚生労働省に健康保険関連サービスを受けるために、A氏が住む市役所に一度出向き、納税履歴等が記載された課税証明書を取得し、この書類を厚生労働省に提出する申請書に添付して、厚生労働省に出向かなければならないといった手間が不要となる(図 1)。

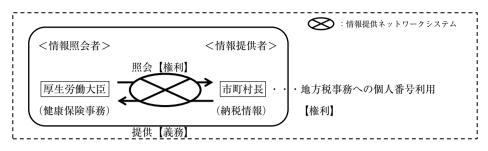


図1 マイナンバーによる情報連携の仕組み

(筆者作成)

このために開発された「情報提供ネットワークシステム」は、全国の行政機関をつなぐ情報基盤であり、その運用方法も、番号法で、①どの行政機関の職員が、どの事務を処理するときに、②どの行政機関に対して、どの個人情報の提供を求めてよいかについて、「法別表」でリスト化されている(番号法 19 条 7 号)。番号法は、添付書類提出等の住民負担の軽減につながると想定しているものの、自治体がマイナンバーを用いてデータマッチングを行うか否かは権利規定(自治事務)である(内閣府大臣官房番号制度担当室、2017:46)。

しかし、政府が開催する自治体向け説明会では、度々、マイナンバー制度の整備に関する「着実な導入準備」に関する「理解」が求められ、「お願い」がなされた⁽⁷⁾。その結果、自治体は法別表の事務において、一定程度マイナンバーを利用することが求められた。法律上、自治体がマイナンバーを利用しなければならない根拠はないため、政府は、当時、社会問題となっていた「消えた年金問題」や「消えた高齢者問題」、「生活保護の不正受給」等も引き合いに出して、その必要性を見出そうとしていた(番号法実務研究会、2013:1-17)。また、総務省⁽⁸⁾ や厚生労働省⁽⁹⁾ は、国会での附帯決議を踏まえた自治体への財政措置について、国庫補助等を活用した支援メニューを整備していった。

2.3 システム整備を巡る国と自治体の対応

なぜ国は、自ら権利として立法した自治体のマイナンバーの利用を、これほど強力に要請したのか。権利規定ならば、マイナンバーを利用したいと考える自治体の判断に委ねるべきである。 その背景は、制度の稼働にある。

先ほどの健康保険事務の例に則するなら、情報提供ネットワークシステムは、情報を照会する 厚生労働省の立場からすれば、照会先の市町村がマイナンバーと個人情報をセットで管理しても らう必要がある。裏を返せば、照会先の市町村がマイナンバーを管理していなければ、システム 上、特定の個人を識別することができないため、提供を求める個人情報を特定することができな い。このシステムは、全国の行政機関をつなげるために巨費を投じて開発されたものであり(井 出、2017)、情報を照会したい行政機関が、任意で活用できる情報基盤だが、行政機関の大部分 を占める自治体がこのシステムに接続しなければ、巨費を投じて開発した意味が薄れる。また、 市販の法令解説書等は、自治体が、とにかくシステムを整備しなければならないという前提で、 情報提供を行っている(番号法実務研究会、2013:大山、2015;高村・長瀬、2015:水町、 2017)。

これらの動きに対し、自治体は上意下達に従うことはしなかった。名古屋市をはじめ一部の自治体からは、システム整備や制度対応は法定受託事務ではないことを理由に、最低限の対応しか着手しない姿勢を鮮明にしていた⁽¹⁰⁾。実際に、多くの自治体は、法令で求められる最低限の対応を模索していた。番号法では市町村事務のうち、番号通知等に関連する事務だけが法定受託事務となっている。そのため、番号法に関して自治事務とはいえ、特に都道府県は、どこまでが実務上の最低限の対応となるのか、検討を行った。例えば、千葉県は、2013 年 10 月に総合企画部を事務局として、「社会保障・税番号制度導入のためのプロジェクトチーム」を設置し、内部検討を行い、制度導入に最低限必要なシステム整備に向けた影響度調査を行っている(千葉県総務部情報システム課、2014)。自治事務は、やらなければならない法的な義務はないが、どの程度まで政府が示すマイナンバー制度の対応メニューに対応すれば、最も低コストで他の自治体と同程度の対応が図れるか、模索していた。

こうした自治体内での検討を通じて、多くの自治体は、権利規定として位置付けられた法定事務に対応しないと、住民生活および他の行政実務に混乱をおよぼすおそれがあることを、次第に認識していった。また、行政実務への影響としては、この情報連携の仕組みは、法律上、「情報照会者」と「情報提供者」の間での情報のやりとりを想定しており、マイナンバー条例を整備していない自治体でも、マイナンバー条例を整備している自治体から特定個人情報を手に入れることが可能なため、自治体間で不公平感が残る。

以上のように、本来、権利的であった法別表に掲げられた事務について、マイナンバー対応を行わないと、国・自治体ともに全国的に運用が混乱するおそれがあることから、自治体は「情報提供ネットワークシステム」に接続するための整備が必要となった。法別表には、当然、厚生労働省や財務省が自治体に対して情報照会するケースも想定されている。しかし、自治体が既存の個人情報をマイナンバーと紐付けて管理していない場合、国がマイナンバーを活用できないだけでなく、自治体間においても混乱が生じる可能性がある。つまり、番号法の運用は、全国的な運用について混乱するならば法定受託事務とすべきとも解されるが、国は最後まで、自治事務として、自治体の自主的整備を促すスタンスを崩さずに、地方に「お願い」をしていった。

2.4 整備費用を巡る国と自治体の対応

自治体も、参議院の附帯決議で言及された財政補助があるならば、システム改修もやぶさかではなかった。当初、国は、重要なシステムに関する改修費用は全額補助としていた。2017年の検査院報告でも、「補助率は補助対象システムの区分に応じて10分の10又は3分の2」とされている(会計検査院、2017)。

しかし、整備を進めていくうちに、本来全額補助の想定だったはずの補助金が、自治体の現場で足りないことが分かってきた。 2015 ∓ 3 月10日に、中核市市長会は、マイナンバー制度導入に伴うシステム整備費用が膨らみ、地方負担が発生するため、必要な財政措置を講じることを要望した $^{(11)}$ 。

これは、国が自治体に対し、システム改修の大部分を補助することを条件に、システム整備を進めるよう号令をかけたものの、実際に自治体のシステム改修が始まると、国内の限りあるシステムエンジニアの争奪戦となり、人手不足によるエンジニア単価の高騰により、当初想定していた経費を大幅に上回った。このため、自治体の見積額は高くなり、国に必要な補助金として申請しても、全額措置されることがなかった(日経 BP、2014)。この結果、自治体のシステム整備は大きく遅滞し、検査院においても、2015 年 12 月末で終了していない補助対象システムが約2000 件存在していたことを報告している(会計検査院、2017)。

2.5 自治体における条例対応

前述したとおり、法別表に掲げられた事務へのマイナンバー対応は、自治体にとっては自治事務である。番号法 5 条には、自治体の責務(努力義務)規定はあるが、義務ではないので、法律上、マイナンバー対応しないことも可能である。

一方で、各自治体は、マイナンバー対応をしなければ、自地域の住民の利便性向上に寄与しないおそれが生じる。そのため、各自治体は、国が進めるマイナンバー施策の趣旨を踏まえ、地域特性に応じた整備を行うこととなった。そこで、各自治体は、これまで運用してきた個人情報保護条例と、個人情報を管理する情報システムの見直しが必要となった。

我が国では、神奈川県をはじめ自治体が国に先行して個人情報に関する整備を進めてきた。このため、国の法整備は「後追い」となったので、国の法改正に伴って地方の条例が連動して改正される状態になっていない。神奈川県が個人情報保護条例の制定を進め、全国的な波及を見ると、国は、2003年5月に「個人情報の保護に関する法律(2003年5月。以下、個人情報保護法と略記)」を制定する。そして、2013年5月に個人情報保護法の「特例法」として番号法を制定した。

番号法の規定のうち、個人情報保護法の読み替え規定は、個人情報保護条例に適用されない (瀧口、2017:71)。このため、国による番号法の制定は、各自治体において条例見直しの契機となった。また、条例の見直しと同時にシステム整備が進むと、新たな議論が行われた。主なものは、子育て世帯に対する就学支援金の支給等、自治事務ではあるが全国的に実施されている、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」による就学支援金の支給に関する事務である。法別表の事務に類似している自治事務は、他分野でも多く存在し、難病助成金の独自増額支給等の事務にマイナンバーを使用するには、条例整備が必要となった。条例事務でマイナンバーを取扱った場合、「情報提供ネットワークシステム」での情報連携も想定されるため、システム仕様の変更も併せて必要となり、この認識は、2015年初頭くらいまでには自治体間で共有されていた(12)。

当初、番号法の義務を果たすという国の要請から始まった議論は、各自治体が自らシステム整備を行わなければならないという環境を導いた。自治体は、システム整備を進めていく中で、既存の条例の見直しおよび法律上盛り込むことができなかった自治事務へも対応を進めた。

本来であれば、管轄の省庁は、システムの仕様や接続要件を確定させてから、法律および条例整備をすべきであった。ところが、そうした状況を確定させないまま、番号法が成立したため、国から自治体への情報提供は大幅に遅滞した⁽¹³⁾。国の事情を踏まえると、制度導入により想定される事項を法律で規定しきれないまま、法律が公布・施行されてしまった。そこで、法律では対処できない部分を自治体の条例や自治体システムで対応させようとしたため、自治体は国の都合に振り回されることとなった(瀧口、2017:12-13)。自治体には、この国の要請に無思考のまま対応したのでは、実務に混乱を来すおそれに加え、違法状態に陥ってしまうかもしれないという危機感があった⁽¹⁴⁾。

以上の議論を経て、自治体は、番号法施行まで、自治体独自の事務を条例事務として位置づけるという条件を満たした条例整備を何かしら行う必要に迫られた。瀧口(2017:72)によると、多くの自治体は、①既存条例の改正方式、②既存条例の読み替え、③新設条例方式のいずれかで対応した。

この条例対応についても、自治体間での相互参照が積極的に行われていた。

神奈川県では、①既存条例の改正及び、②既存条例の読み替えの折衷案を基本路線として議論が進められた。2015年7月1日の総務政策常任委員会で、自民党の市川和広が、他の都道府県の条例制定状況について尋ねたところ、政策局情報企画部情報企画課長は、他の都道府県への照会状況を明らかにした(15)。また、2015年まで5年間、同部IT推進担当課長を務めた大山幸信は、県としてのマイナンバー対応について、全国課長会での勉強会を通じて検討を進めてきたと述べた(富士通総研、2016:10)。東京都は、③新設条例方式を基本とした議論を展開している。この方針は、2014年12月、東京都情報公開・個人情報保護審議会がマイナンバーに関する中間のまとめを公表した際、生活文化局の担当者が明かした(16)。総務局情報システム部情報システム課長の佐藤久光は、マイナンバー制度を先取りした業務改革を行っている先進的な自治体を参考にしていると述べた(佐藤、2014)。

2.6 番号法とマイナンバー条例のまとめ

ここまで、番号法の成立過程から、その制定を受けた自治体の対応、そして具体的な運用について検討してきた。ここでは、番号法とマイナンバー条例に関して、以下の4点からまとめる。

1番目は、番号法の性質である。番号法は個人情報保護法の特例法として整備された。自治体には既に自前の個人情報保護条例があり、基本的理念や通則を除き、個人情報保護法に服さない。番号法上、条例は義務としては位置付けられず、努力義務規定に留まる。そのため、自治体は、法定受託事務として示された事務以外について、個別に対応している。

2番目は、国の制定過程である。当初は民主党の企画で始まった。その時の解決課題は、行政

記録の正確性(消えた年金問題)、給付行政と徴収行政の一元化(歳入庁構想、給付付き税額控除)等であったが、衆議院解散に伴い、自民党に引き継がれた。この時の解決課題は、財政再建 (消費税増税)のために社会保障改革であった。構想は民主党時代のものであったが、自民党政権下においてアレンジされた。

3番目として、自治体の対応である。国は「助言」を示したに過ぎないため、条例やシステムの整備方法について、自治体が自ら考える必要がある。法定受託事務であれば、本来は国の担任事項であるため、いわば発注者たる国に対して受注者たる自治体は、発注内容の趣旨を確認することができた。しかし、自治事務及び条例事務は、自治体の責任で取り組むものであるため、国に確認することはできず、自治体間の相互参照や専門家の招聘、部局での検討に取り組んだ。

4番目として、条例とシステム整備の適法性・適合性である。マイナンバー条例と自治体システムの整備は、法的・情報技術的な調和が必要となる。自治体は、条例を制定しても、システムを改修しなければ情報連携が技術的に不可能となる。逆に、システム改修により他の行政機関と通信可能な状態でも、条例の裏付けがなければ違法状態となる。

さらに、自治体は、条例及びシステムの両方を整備したとしても、条例で規定した要件を満たしたシステム仕様・構成となっていることを判断する必要がある。具体的には、整備したシステム内での情報管理が適法とはいえない状況や、他の行政機関と違法な通信をする事態を避ける必要がある。この適法性及び適合性の判断は、高度な情報処理技術と法制執務の両面の専門性が求められる。

3. 事例分析

3.1 東京都の条例整備過程

東京都は、2015年10月15日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例」を、同年12月24日に「東京都特定個人情報の保護に関する条例」を、新設により整備した。条例の内容を単純化すると、マイナンバーについて、前者が「活用」、後者が「保護」に関する条例であり、2本立てとして条例を新設した。

これらの条例を整備するまで、都は、番号法成立の約1か月前にあたる2013年4月22日、番号法対応の課題を洗い出すため、関係局で構成される庁内会議である「社会保障・税番号制度企画調整会議」(以下、「企画調整会議」と略記)を設置し⁽¹⁷⁾、2年以上にわたり両条例の議論を続けた。企画調整会議は、主に法定事務への対応を旨とするシステム基盤整備や、「独自利用」のための条例事務の選抜作業、特定個人情報保護に関する評価等を検討するプロジェクトチーム等を配置し、個別課題の専門的な検討を行ってきた。

以下では、東京都の条例の特徴を示した上で、企画調整会議の動きを中心に俯瞰し、マイナンバーの「活用 | 及び「保護 | に関する条例案の内部検討を説明した後、都が両条例案を議会に提

出し、可決されるまでの制定過程を記述する。

3.1.1 東京都の条例案の特徴

東京都の条例案の特徴は、①従来の個人情報の運用規定とマイナンバーの運用規定を明確に切り分けたこと、②マイナンバーの運用規定においても「活用」と「保護」を明確に切り分けたこと、③「保護」の新たな条例に関して言えば、単一の条例で網羅的に、都に特定個人情報の運用が理解できる点にある。

番号法に関する法令整備は、既述のとおり国と地方の間での意見交換を通じ、国も地方の実情を制度に反映させながら設計してきた経緯があるため、複雑なものとなっている。2017 年 9 月末現在、内閣府ウェブサイトで確認できる範囲でも 3 つの関係法令、5 つの関係政令、5 つの関係省令、3 つの関係告示がある $^{(18)}$ 。このように、マイナンバーの利用と保護が入り混じった法体系であるため(藤原、2015:54-106;水町、2017:20-21)、活用する条例と保護する条例が別建てとなっていた方が、住民にも理解しやすく、制度を運用する職員にとっても混乱が起こりづらいと考えられる(藤原、2015:54-106)。

こうした特徴を持つ東京都の条例は、以下の制定過程を経た。

3.1.2 企画調整会議における活用条例の新設に関する検討

2014年6月5日の企画調整会議は、「各自治体で個人番号を独自に利用できる条例案に関して、国が示したイメージ条例を参考に制定する」との中間報告を行い、マイナンバーを独自利用すれば独自の給付事業でも添付書類が不要となる利点を示したが、事業の受付窓口が直営組織ではなく、指定管理者等が担う場合は法律・条例の適用外となる要件があり、「国がこの制限を見直さない限り、手続きの簡便化は絵に描いた餅になりかねない」と指摘した(19)。

同年 10 月 28 日、企画調整会議は庁内各局の進捗状況を確認した。この時の会議では、構成員である都庁の課長級職員の間で、マイナンバーの独自利用について国から基準等が示されていないため、「システム改修に向けて慎重な局もある」ことを確認した⁽²⁰⁾。これは、情報提供ネットワークシステムに接続するために行う自治体のシステム改修を急ぐ当時の政府見解とは逆の判断であった。都幹部は、国の情報提供が不足する中、見切り発車的なシステム改修を行えば、最悪の場合、再改修となってしまう事態も想定していた⁽²¹⁾。

結局、都が「独自条例」を制定するとの方向性を決めたのは、翌年の2015年3月だった。この頃になると、ようやく国は、マイナンバーの利用開始となる2016年1月までに、自治体が独自に活用可能な条例等を制定するよう求めた⁽²²⁾。しかし、これに対し、都幹部は、高校就学支援金を例として、法定支給と自治体独自支給を合算して支給する事務の場合、国が示したモデル条例のままだと、都独自支給の提出書類は省略されないとして、国の要請内容の弱点を指摘し、条例に盛り込むべき条文を精査していった⁽²³⁾。

ここまでは、「活用条例」に関する議論であったが、企画調整会議では「保護」に関する内部

検討も進められた。「東京都個人情報の保護に関する条例(1990 年制定。以下、都個人情報保護 条例と略記)」では、東京都の個人情報保護制度に関して重要な事項を変更する場合、東京都審 議会に諮問する旨の規定があるため⁽²⁴⁾、新たな「保護」策は、審議会から答申を得る必要があっ た。

2014年10月10日、東京都は東京都審議会に対し、特定個人情報の保護のあり方について諮問した。東京都は、マイナンバー条例と既存の個人情報保護条例の関係を踏まえると、既存の条例改正も内部で検討したものの、本質的にはマイナンバー制度と条例趣旨が異なることから、現場の混乱を回避するため、新条例の検討が必要と判断したことが背景にある⁽²⁵⁾。

その後、東京都審議会は同年 12 月 24 日に「中間のまとめ」を公表し、翌 2015 年 3 月に答申した。この間、「中間のまとめ」に対し、2015 年 1 月 23 日までパブリックコメントを行い、同年 1 月 16 日には都内区市町村との意見交換会等も開催された $^{(26)}$ 。

3.1.3 議会での議論

東京都では、2015 年第3回定例会および総務委員会で「活用条例」案を、同年第4回定例会および文教委員会で「保護条例」案を審議した。

2015 年第3回定例会の本会議は、条例案の内容よりも、制度そのものへの是非が中心となり、国会で連立を組む自民・公明両会派から推進に向けた発言があった。2015 年9月29日の代表質問では、自民党の宇田川聡史が個人情報漏えいの視点からマイナンバー制度の安全性や導入準備の遅れについて懸念があると述べ⁽²⁷⁾、総務局長がセキュリティを確保したシステムの構築等を進めていると答弁した⁽²⁸⁾。翌日の同本会議の一般質問では、公明党の遠藤守が、地域の中小企業経営者からマイナンバー制度に関する不安の声が数多く寄せられていると発言している⁽²⁹⁾。

総務委員会を経て同年 10 月 8 日に開催された本会議の討論では、共産党や生活者ネットワークから反対の意見表明があった。共産党の米倉春名⁽³⁰⁾ や生活者ネットワークの小松久子⁽³¹⁾ は、個人情報の流出や管理体制について言及している。

その他の会派からは、賛成論、慎重論が展開された。公明党の大松制成⁽³²⁾、民主党の中山寛 進⁽³³⁾、維新の党の宮瀬英治⁽³⁴⁾、かがやけ Tokyo の上田議員⁽³⁵⁾ は、導入に対するメリットに賛 意を示しつつ、情報漏洩等への配慮を求めた。

特に、民主党の中山は、根強い情報漏洩への不安が現実のものとならないよう、職員の個人端末への保管厳禁、アクセス制限サーバーへの保存徹底等の都庁のセキュリティ対策に言及した⁽³⁶⁾。かがやけ Tokyo の上田は、法定のマイナンバー事務が都では 24 種類あり、それらが都庁内の 5 局に跨ることに言及し、個人情報保護の徹底を強く要望した⁽³⁷⁾。

このように、条例に関する議論は、主に総務委員会で展開された。「活用条例」を審議する総務委員会では、詳細な資料要求や立法上及び情報処理上の観点から、技術的な議論が行われた。本会議開催前の2015年9月16日で、共産党の徳留道信やかがやけTokyoの上田が、都におけるマイナンバーにアクセスする端末のセキュリティ状況等について、資料要求を行った⁽³⁸⁾。こ

れらの資料は、同月29日からの代表質問を経た後、翌10月2日の総務委員会において都側から13点の資料提供があった⁽³⁹⁾。資料の内容は、条例案に盛り込んだ事務の新規申請件数、システム改修の進捗及び開発・維持経費並びに入札状況、マイナンバー使用端末等のセキュリティ対応状況等、詳細なものであった⁽⁴⁰⁾。

これらを踏まえ、公明党の高倉良生は、自治体がマイナンバーを独自に利用する場合の条例の制定の方法と、マイナンバーの利用範囲について質問し、行政改革推進部長は、条例に規定できる事務は、番号法で限定列挙された法定事務に関係する上乗せ、横出し事務等に限定をされていること等について全庁的な検討を行い、7事務(結核医療費助成事務、難病等医療費助成事務等)を盛り込んだと回答した。

同年10月5日、共産党の徳留は、東京都の「活用」条例に盛り込んだ都独自の難病等医療費助成等の事務について、現状において対応できているとして、提出議案6本全てに反対した。

これらの議論を踏まえ、2015 年第3回定例会で「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(2015年) | は可決された。

さらに、都生活文化局は、「保護条例」案を2015年第4回定例都議会に提出した。マイナンバーを含む個人情報に特化した保護策をまとめた「保護条例」案として提出した2015年第4回定例会は、第3回定例会の後半戦の様相を呈した。2015年12月1日の第4回定例議会では、舛添要一知事は所信表明の中で、この条例はマイナンバー利用開始に向け、個人番号等の安全かつ適切な取り扱いを確保するため新設するものであると発言した(41)。

自民・民主の主要会派からは、概ね賛成の意見表明が行われた。文教委員会への審議が終わった同年12月16日、自民党の北久保真道は、特定個人情報の保護に関する条例は、個人番号を含む個人情報の厳格な取り扱いを定める条例であると評価した⁽⁴²⁾。民主党の西沢圭太は、条例に関して、都が保有する重要な情報の保護は、情報システムの安全対策に加え、ルールを遵守するための人的側面の対応強化も重要と表明した⁽⁴³⁾。

明確に反対を表明した生活者ネットワークの山内玲子は、条例はマイナンバー制度にかかわる 規定整備との認識を示しつつ、「マイナンバー制度そのものが国民一人一人を国が一生涯にわ たって識別し人への自己情報の開示等、運用する中で問題が起こる懸念もあります」と述べ た(44)。

文教委員会では、第3回定例会開催中の総務委員会の議論も踏まえて、「保護条例」案に関する議論が行われた。本会議での論戦後、同年12月11日の文教委員会で、同じく自民党の發地易隆は、マイナンバー制度によって、自分の情報が拡散する恐れを住民が抱いていると懸念を表明した⁽⁴⁵⁾。共産党の里吉ゆみは、特定個人情報保護条例という新たな「保護条例」を、既存の個人情報保護条例と分けて新設することに興味を示し、通常の個人情報とマイナンバーを含む特定個人情報で取り扱いを分けた都の考え方について質問した⁽⁴⁶⁾。これに、都政情報担当部長は、新たな条例の利点について回答した。

以上の議論を踏まえ、2015 年第 4 回定例会で「東京都特定個人情報の保護に関する条例 (2015年)」は可決された。

3.2 神奈川県の条例整備過程

神奈川県では、「保護」に関する条例整備が先行し、2015年3月20日に従来の「神奈川県個人情報保護条例 (1990年)」を一部改正し、まずは個人情報の定義等を番号法に準えた。その後、「活用」に関する条例整備が行われ、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例 (2015年)」が同年10月20日に新設された。

しかし、さらにその後、2017年第1回定例会で、同条例の一部を改正する条例」案が提出され、前条例の題名中「を定める」を「及び特定個人情報の提供に関する」に改める等の改正が図られた⁽⁴⁷⁾。これにより、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例」となり、現在はこの条例が、県のマイナンバー条例として運用されている。

このうち、保護条例の改正は、議会に条例案を提出する前年の2014年第3回定例会で、その 改正条例案の「骨子」を議会に報告するという手続きを採っており、県議会でマイナンバー条例 が最初に議論されたのは、この時点であった。

以下、庁内での対応及び議会での動きを俯瞰し、既存条例の一部改正及び新設条例の一部改正 等が可決されるまでの制定過程について分析する。

3.2.1 神奈川県の条例案の特徴

これらの条例案の特徴は、①国の法改正に機敏に反応し、対応可能な部分から条例改正に着手した(神奈川県個人情報保護条例の一部改正)、②その後の国の法改正等にも柔軟に対応していった(2015年10月20日の新設条例)、③最終的に新設した条例は1本(活用条例)だけであり、新設条例の本数を抑えた点にある。水町(2017)の考えに従えば、法の網を漏れなく縫うようにして条例整備を着実に行ってきたことになる。

そのため、活用条例自体は簡潔である。神奈川県の活用条例は、全4条で構成されており、目的規定や規則委任に関する一般規定もない。東京都の活用条例は、全5条ではあるが定義規定やマイナンバーの利用範囲等の規定について、独自の添付書類省略規定も置いている。このため、神奈川県の活用条例は、必要最低限の事項のみを条例化しているため、今後の国の法改正も必要最小限の事項のみを「増改築」していくものと考えられる。神奈川県では、条例設計にあたって、特に法令と情報システムの適法性・適合性を特に着目していた。また、神奈川県条例は、東京都条例と異なり、条文自体が簡素であるため、頻繁な法改正に伴い必要となるシステム改修に即応しやすいと考えられる。

3.2.2 庁内における保護・活用条例の新設・改正に関する検討

神奈川県では、県民局が神奈川県個人情報保護条例を所管しており、1990年から同条例に基づく制度運用をしている。同条例は、平成21年4月1日から起算して5年ごとの検討を求めており(同条例附則4)、2014年は番号法の公布に加え、まさにこの検討時期であったため、県の個人情報保護制度の見直しについて、同年7月、神奈川県審議会に対し諮問した⁽⁴⁸⁾。

その後、同年9月8日から始まる県議会第3回定例会に向けて「骨子案」を報告し、同年10月1日から31日まで市民に対してパブリックコメントを実施しており、県の個人情報保護体制への想定される影響を議会及び住民に対し具体的な説明を行っていた。

同年11月に出された答申は、既存の神奈川県個人情報保護条例を改正したものであった(神奈川県政策局情報企画部情報公開課、2016)。県民局は、既存の保護条例の一部改正案を2014年第3回定例県議会に、まずは「骨子案」の報告を行ってから、2015年第1回定例議会に提出した。

神奈川県では、情報化施策を所管する政策局が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例」を2015年第3回定例会に提出し、同条例は同年10月20日に制定された。

しかし、同条例は1年半を待たずに見直しが加えられ、政策局は2017年第1回県議会定例会でも「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例の一部を改正する条例」を提出した。この改正は、一部改正とはいえ、前条例の題名中「を定める」を「及び特定個人情報の提供に関する」に改めるものであった⁽⁴⁹⁾。

なお、神奈川県では、条例ではないが、保護策に特化した文書として、県政策局は 2015 年 11 月 9 日に「神奈川県特定個人情報等安全管理基本方針」を策定している (50)。

3.2.3 議会および委員会での議論

県では、2014年第3回定例会及び総務政策委員会で「保護条例」の改正案の「骨子」を報告 し、2015年第1回定例会で同「保護条例」の一部改正案を審議した。その後、同年第3回定例 会で「活用条例」案を審議した後、2017年第1回定例会で同「活用条例」案の一部改正案を審 議した。

神奈川県では、「保護条例」の一部改正がマイナンバーに関する議会で最初の上程となった。 2014年10月14日に行われた第3回定例会本会議でマイナンバーに言及した意見表明は、みんなの党県議団のみであった。同会派の軽部和夫議員は、改正骨子案について、番号法の趣旨に基づいた県の改正案の説明を踏まえ、県民が理解しやすいものを望み、賛成しつつ懸念を表明した⁽⁵¹⁾。

総務政策常任委員会においても、同じくみんなの党から発言があった。2014年9月30日、同会派の小林倫明が、個人情報と取り巻く環境が変化する中で、個人情報の利用について骨子案で

どのようなものになるのか尋ねており $^{(52)}$ 、骨子案の段階ではあるが改正後の条例に興味を示した。

2015 年 9 月 8 日の第 3 回定例会では黒岩祐治知事から、条例案について、番号法で定める事務以外で、県が独自にマイナンバーを利用する事務等を定めるため、条例を制定するものであると説明を行った⁽⁵³⁾。同年 9 月 17 日には、民主党の中村武人議員が一般質問で、個人情報の流出の危険性や、自己情報のコントロール権がないがしろにされるのではないかといった問題を指摘した⁽⁵⁴⁾。黒岩知事は、県として、事業者向けの説明会を開催や、事業者団体が実施する研修会に講師を派遣する等の対策について回答した⁽⁵⁵⁾。2015 年 10 月 15 日に共産党の君嶋ちか子は、条例案に対して マイナンバーによる国の国民管理や情報漏洩による被害の大きさを挙げて、反対を表明した⁽⁵⁶⁾。2015 年 7 月 1 日の総務政策常任委員会では、自民党の市川和広が、県のマイナンバー独自利用条例案に盛り込む事務について尋ねた⁽⁵⁷⁾。情報企画課長は、県の独自利用事務について、法別表の事務と密接に関わる県固有事務のみを条例として制定したいと回答した⁽⁵⁸⁾。

同年10月1日の総務政策委員会では、民主党の青山圭一が、県独自のマイナンバー利用事務を3つに絞った理由について質疑した⁽⁵⁹⁾。情報企画課長は、県では法定でマイナンバーを利用する事務が35事務あり、所管部署にマイナンバー制度の趣旨を説明し、法定事務の上乗せ、横出しの検討を依頼したと話した。この結果、県民が申請窓口で一緒に手続きをするという利便性と県の同一のシステムで処理する効率化の観点から3事務になったと回答した⁽⁶⁰⁾。

活用条例の改正にあたっては、2017 年第1回定例会で、神奈川ネットワーク運動だけが若干言及している。2017 年3月24日の本会議において、活用条例の改正は第27号議案として提出されていたが、同会派の佐々木ゆみこ議員が、2017 年度予算案並びに諸議案について、「今議会に提案されました定県第27号⁽⁶¹⁾を除く2017年度一般会計予算並びに諸議案について、賛成することを申し上げ、討論を終わります」と発言したに留まった⁽⁶²⁾。

4. おわりに — マイナンバー条例の政策的特質

以上のマイナンバー条例の概要の検討から、次の3点の政策的特質が明らかとなった。

1番目として、マイナンバー条例の制定や既存条例の改正という選択は、自治体の自律的な選択であった点である。マイナンバー対応は、国の番号法の制定を受けたものであるが、自治体のマイナンバー対応は基本的に自治事務であるため、法律上、マイナンバー条例を制定しないことも可能であった。2番目として、政策選択に当たっては、自治体内部で、番号法との関係について、詳細な検討を行った。自治体の対応について、あくまでも国は「助言」を示したに過ぎないため、条例やシステムの整備方法について、自治体が自ら考える必要があったということである。そのために、他の自治体の事例参照や専門家の招聘、部局横断的な検討を行った。3番目として、マイナンバー条例の制定過程や既存条例の改正は、党派性が少ないという特徴があった。

東京都と神奈川県の条例制定過程から、①いずれの自治体も、番号法の制定を受けて条例検討に向かった、②しかし、東京都が新条例の制定で対応したのに対して、神奈川県は既存条例の改正で対応した、③いずれの自治体の条例内容も国の要請を満たしつつ、実務運営上の独自色を出している、④条例の制定過程において、共産党以外の政党からは大きな反対がなかった。また、番号法の制定を受けた条例の制定や改正であることや行政事務に関する手続き的な側面が多いことから、議会議員の発言の多さと比べると、首長から別段の指示が無いことから、首長の関心は必ずしも高いものではなかった。

こうした政策的特質について、特に3番目の党派性の少なさに着目すると、従来の地方自治研究では、新条例の制定もしくは既存条例の改正という政策選択について十分な説明ができないことがわかる。

従来、自治体の政策選択は、アクター間の利害関係を重視してきた。日本の自治体は、首長と議会議員がそれぞれ選挙によって選出される二元代表制という制度を持つ。首長と議会は、制度的には対等の正統性が付与されているものの、選挙制度の違いから、両者の政策目的は異なっている。名取(2004)は、選挙制度に着目して、首長と議会では、それぞれ代表する有権者のニーズが異なることを指摘している。都道府県知事と議員という二つの代表機関を比べると、知事は全体代表、議員は地域代表と区別でき、前者が集約されたニーズを、後者は選挙区ごとの多様なニーズを代表するのである(名取、2004:24)。また、曽我・待鳥(2007)も同様に、首長と議会議員を選出する選挙制度の違いから、両者の選好には違いがあることを示している。首長は自治体全体に関係する集合財的な政策課題に関心を強く持つ一方、議会は個々の議員の選挙区や支持者に関係する個別財的な政策課題に関心を持つ(曽我・待鳥、2007:38-48)。このように、党派性が少ないマイナンバー対応に関する自治体の政策選択は、従来の地方自治研究では、十分に説明することが難しい。この点を明らかにすることは、今後の課題である。

《注》

- (1) 本稿は、東京都としての意見ではなく、私見を述べたものである。
- (2) マイナンバー対応とは、各種申請書にマイナンバーを記入してもらうための記載欄の追加、個人情報を管理するためにマイナンバーと紐付けるシステム改修等を指す。
- (3) 例えば、住民票コードを変換して個人番号を指定、個人番号の生成を地方公共団体情報システム機構に要求、個人番号漏えい時等の個人番号変更等がある。
- (4) 内閣府・総務省「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項に基づく条例制定について」、平成26年10月24日。
- (5) 例えば、民主党の馬淵澄夫の発言(第180回国会『社会保障と税の一体改革に関する特別委員会』、 平成24年5月23日)。
- (6) 第183回国会『参議院本会議』、平成25年3月6日。
- (7) 厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室「地方公共団体(社会保障分野)における社会保障・税番号制度の導入に向けた対応について」(2014年)(http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000088816.pdf、最終閲覧日 2017年9月30日)。
- (8) 総務省大臣官房企画課個人番号企画室長·総務省自治行政局住民制度化長発「社会保障·税番号制

度に係る地方公共団体の中間サーバー整備の共同化・集約化について」、平成26年1月16日付け総官企第8号、総行住第4号。

- (9) 厚生労働省政策統括官発「平成 26 年度社会保障・税番号制度システム整備事業の実施について」、 平成 26 年 6 月 25 日付け政社発 0625 第 1 号。厚生労働省事務次官発「平成 26 年度社会保障・税番号制度システム整備費の国庫補助について」、平成 26 年 6 月 25 日付け厚生労働省発政 0625 第 1 号。
- (10) 名古屋市「名古屋市定例記者会見」、2017年3月6日 (http://www.city.nagoya.jp/mayor/page/0000090447.html、最終閲覧日2017年9月30日)。
- (11) 中核市市長会「社会保障・税番号制度の円滑な運用に関する緊急要請」、2015年3月10日。
- (12) 都道府県および関係団体の CIO (情報化統括責任者) 等で構成された「都道府県 CIO フォーラム」 の第 12 回春季会合 (2015 年 2 月 3、4 日開催) では、都道府県担当者から「独自条例はいつ制定すべきか」等の質問が相次いだ(日経 BP、2015)。
- (13) 東京都特別区長会が、総務省及び内閣官房に対し、「社会保障・税番号制度の円滑な導入のための 緊急要望」、2014年2月18日 (http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/pdf/yobo_260218_01. pdf、最終閲覧日2017年9月30日)。
- (14) 水町 (2017:21) は、「個人番号の利活用にかかる条例については、多くの自治体で…条例の考え 方が自治体にあまり浸透しておらず、通常の事務遂行に必要な…条例が制定されているか、不透明な 部分も残る。…条例が正しく制定されずに事務遂行がなされると、違法と判断される可能性もあり、 精査が必要である | と述べている。
- (15) 神奈川県『総務政策常任委員会会議録』平成27年7月1日。
- (16) 東京都情報公開・個人情報保護審議会『社会保障・税番号制度の導入に伴う東京都における特定個人情報保護のあり方について(中間のまとめ)』平成26年12月。
- (17) 『都政新報』 2013 年 5 月 14 日。
- (18) 内閣府 HP「マイナンバー(社会保障・税番号制度)~もっと便利に暮らしやすく~」(http://www.cao.go.jp/bangouseido/law/mynumber.html、最終閲覧日 2017 年 9 月 30 日)。
- (19) 『都政新報』2015年6月9日。
- (20) 『都政新報』 2014 年 11 月 11 日。
- (21) 同上。
- (22) 『都政新報』2015年4月14日。
- (23) 同上。
- (24) 同条例第26条「情報公開条例第三十九条第一項に規定する東京都情報公開・個人情報保護審議会は、個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、又は制度運営について実施機関に意見を述べることができる」。
- (25) 『都政新報』2014年10月21日。
- (26) 東京都情報公開・個人情報保護審議会『社会保障・税番号制度の導入に伴う東京都における特定個人情報保護のあり方について(答申)』平成27年3月。
- (27) 東京都『東京都議会定例会会議録』平成27年9月29日。
- (28) 同上。
- (29) 東京都『平成27年第三回定例会本会議』平成27年9月30日。
- (30) 東京都『平成27年第三回定例会本会議』平成27年10月8日。
- (31) 同上。
- (32) 同上。
- (33) 同上。
- (34) 同上。
- (35) 同上。
- (36) 同上。

- (37) 同上。
- (38) 東京都『総務委員会』平成 27 年 9 月 16 日。
- (39) 東京都『総務委員会』平成27年10月2日。
- (40) 同上。
- (41) 東京都『平成27年第四回定例会本会議』平成27年12月1日。
- (42) 東京都『平成27年第四回定例会本会議』平成27年12月16日。
- (43) 同上。
- (44) 同上。
- (45) 東京都『文教委員会速記録第十八号』平成27年12月11日。
- (46) 同上。
- (47) 神奈川県『平成 29 年第1回神奈川県議会定例会議案(条例その他)』、平成 29 年 3 月 24 日。
- (48) 神奈川県政策局情報企画部情報公開課「『個人情報保護制度の見直し(条例の一部改正)骨子案』 についてご意見をお寄せください」、2014年10月1日 (www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attach ment/737554.docx、最終閲覧日2017年9月30日)。
- (49) 神奈川県『平成 29 年第1回神奈川県議会定例会議案(条例その他)』平成 29 年 3 月 24 日。
- (50) 神奈川県「平成 27 年 11 月 9 日付け 神奈川県 ICT 推進本部通知(各所属長宛で)」平成 27 年 11 目 9 日
- (51) 神奈川県『平成26年第三回定例会本会議』平成26年10月14日。
- (52) 神奈川県『総務政策常任委員会会議録』平成26年9月30日。
- (53) 神奈川県『平成27年第三回定例会本会議』平成27年9月8日。
- (54) 神奈川県『平成27年第三回定例会本会議』平成27年9月17日。
- (55) 同上。
- (56) 神奈川県『平成27年第三回定例会本会議』平成27年10月15日。
- (57) 神奈川県『総務政策常任委員会会議録』平成27年7月1日。
- (58) 同上。
- (59) 神奈川県『総務政策常任委員会会議録』平成27年10月1日。
- (60) 同上。
- (61) 筆者註「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例の一部を改正する条例 |。
- (62) 神奈川県『平成29年第一回定例会本会議』平成29年3月24日。

【参考文献】

参考資料

神奈川県政策局情報企画部情報公開課 (2016)「かながわの個人情報保護ハンドブック (平成 28 年 4 月改 訂)」(http://www.klnet.pref.kanagawa.jp/data_catalog/dataset/pol-20160207-001、最終閲覧日 2017 年 9 月 30 日)。

内閣府大臣官房番号制度担当室(2012)『マイナンバー法案の概要』

(http://www.cas.go,jp/jp/seisaku/jouhouwg/renkei/dai8/siryou1-1.pdf、最終閲覧日 2017 年 9 月 30 日)。 内閣府大臣官房番号制度担当室(2017)『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律【逐条解説】』(http://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/chikujou.pdf、最終閲覧日 2017 年 9 月 30 日)。

会計検査院 (2017) 『地方公共団体における社会保障・税番号制度の導入に係る補助事業の実施状況等についての報告書』(http://report.jbaudit.go.jp/org/h28/ZUIJI6/2016-h28-Z6000-0.htm、最終閲覧日2017年9月30日)。

参考文献

井出一仁 (2017)「マイナンバー制度のシステム整備に政府が投じてきた費用は 3000 億円超。巨費をかけたシステムの稼働延期に対し、批判的な見方もある」『日経 BP ガバメントテクノロジー』日経 BP 社。字賀克也・水町雅子 (2014)「第4章 例規の整備」字賀克也・水町雅子・梅田健史『自治体職員のための番号法解説 実務編』第一法規。

榎並利博ら市民が主役の地域情報化推進協議会 番号制度研究会編(2013)『マイナンバーがやってくる —共通番号制度の実務インパクトと対応策』日経 BP 社。

遠藤芳行(2015)「住民の安心と安全を守るために」『月刊 J-LIS』2015年9月号。

大髙利夫(2015)「藤沢におけるマイナンバー導入と自治体業務の見直し」『月刊 J-LIS』2015年5月号。 大屋雄裕(2014)『政策の影響範囲と条例制定権の関係』全国知事会自主研究委託事業。

大山水帆(2015)『どうなるどうする自治体マイナンバー対応』ぎょうせい。

神川哲弥 (2006)「条例の適法性と条例の立法事実との関係に関する一考察 —— 旧自治法下での裁判例の 概略と新自治法下での裁判例の検討 ——」『広島大学マネジメント研究』 No. 6 号。

川島聡(2016)「自治体の課題と取組み マイナンバー制度への対応について:独自利用事務の条例化」 『実践自治』No.67、イマジン出版。

北村喜盲(2016)「法律実施条例の法律牴触性判断基準・試論|『自治総研』、No. 453 号。

北村豆(2002)「地方税導入の政治過程」『甲南法学』42(3・4)。

肥沼位昌 (2002)「自治体財政における市民自治 — 政治学的規範論的アプローチによる自治体財政への 提言」『政治・政策ダイアローグ』。

高村弘史著、長瀬光市 (2015)『自治体職員が知っておくべきマイナンバー制度 50 項 (地方自治ジャーナルブックレット)』公人の友社。

埼玉県企画財政部情報システム課 (2015)「番号制度導入に向けた自治体の取組み — 埼玉県における社会保障・税番号制度への対応について」『月刊 I-LIS』。

佐藤久光 (2014) 「社会保障・税番号制度導入への的確な対応に向けて」『都政研究』。

曽我謙吾・待鳥聡史(2007)『日本の地方政治 — 二元代表制政府の政策選択 — 』名古屋大学出版会。

千葉県総務部情報システム課 (2014)「番号制度導入に向けた自治体の取組み — マイナンバー制度導入 に係る庁内業務システムへの影響度調査 | 『月刊 I-LIS』 2014 年 9 月号。

瀧口樹良(2017)『迷走する番号制度 — 自治体の現場から見た課題 — 』時事通信社。

名取良太(2004)「地方議会と選挙制度」『世界と議会』481号。

日経 BP (2014)「2015 年問題」『日経コンピュータ』。

日経 BP (2015)「マイナンバーシステム構築佳境に、クラウドは安全か?中間サーバーと宛名システム 整備は間に合うか|『日経コンピュータ』。

番号法実務研究会(2013)『番号法で変わる自治体業務』ぎょうせい。

藤原靜雄(2015)『Q&A特定個人情報保護ハンドブック~番号法に基づく条例整備から運用まで~』 ぎょうせい。

富士通総研 (2016) 『知創の杜 — 社会にしみ入るか?マイナンバー — 通巻9号、(http://www.fujitsu.com/downloads/JP/group/fri/magazine/chisounomori-2015-vol6.pdf、最終閲覧日 2017 年 11 月 30 日)。

水町雅子(2017)『自治体の実例でわかるマイナンバー条例対応の実務~地域情報プラットフォーム活用から特定個人情報保護評価まで~』学陽書房。

山本庸幸(2007)『実務立法演習』商事法務。

An Outline of My Number Ordinances and Policy as implemented by Local Authorities: A Comparison between Tokyo and Kanagawa Prefectures

Hidekazu OKEMOTO and Yuta HIRAMATSU

Abstract

The purpose of this paper is to clarify policy regarding the implement of My Number ("Individual Number") and related policy by local authorities. The authors examined the relationship between My Number Ordinances as implemented by two local authorities (Tokyo and Kanagawa) and the law ("the Act on the Use of Numbers to Identify a Specific Individual in the Administrative Procedures"). They also examined the composition of the ordinances, and investigated the processes under which they were enacted.

The results of can be summarized as follows; First, the establishment of a new ordinance or revision of an existing ordinance was an autonomous policy choice made by local governments. Second, regarding policy, local governments referred to other municipalities, invited experts, or had cross-departmental reviews. It also became apparent that the enactment process of local ordinances and the revision process of existing local ordinances were not based on factional political maneuvers. Finally, regarding the enactment and revision of new ordinances, heads of local governments were somewhat indifferent.